

一、新聞紙上ニ傳ヘラル、ガ如ク運賃省ガ船舶法第三條ヲ適用シ、
 近ク其航行期限ノ滿了セントスル大連汽船會社所屬船ニ對シ今
 後ニ於ケル内地航行ヲ禁止スル意志ヲ有シ是ヲ實現スル場合ニ
 於テハ、ソノ禁止態度ニ關セズ既ニ同會社ト海員組合トノ間ニ
 契約セル六隻ノ日本船員ハ絕對ニ下船セシメズ又最近日支船員
 ヲ交代セシムル事ニ取解成立セル二隻ニ就テハソノ約束ヲ實現
 シ日本船員ヲ採用スルヤウ運賃省ヨリ同社ニ對シコレヲ確保セ
 シムルニツキ何等カノ措置ヲトラレタキ事

二、今後同社及關東洲直轄船ニ對シ内地航行ヲ許可サル、場合ニ於
 テハ其乘組員ハ日本人タル事ヲ許可ニ關スル必須條件トセラレ
 タキ事

以上

第 2524 號

昭和八年四月十九日

大阪支所長 橋 本 能 保 利

福岡出張所長 清 原 進 殿

神戸メーデー協議會開催ノ件

GF
49